

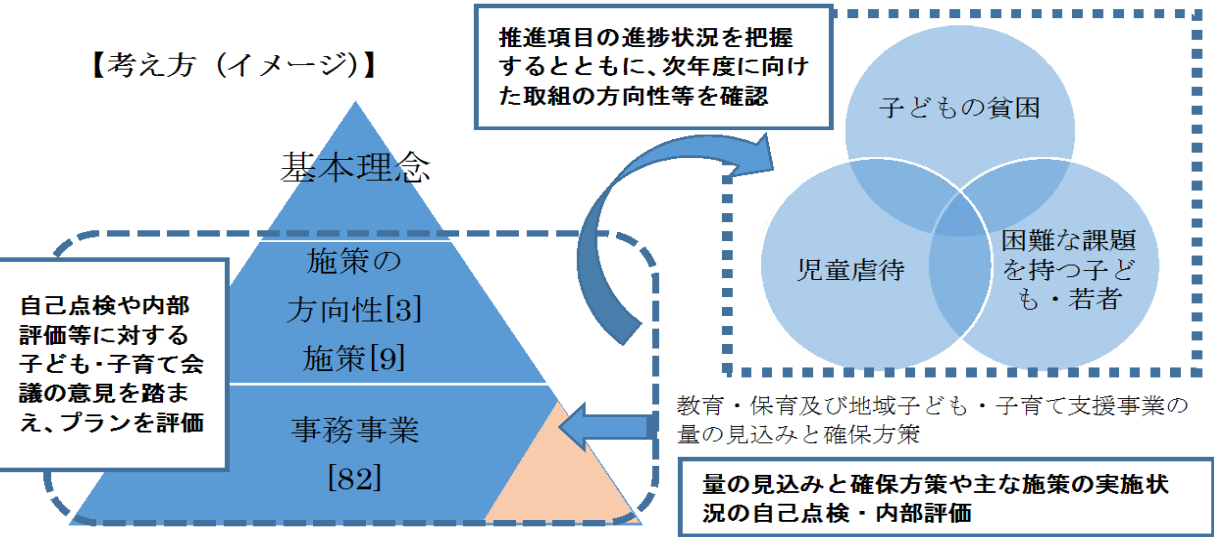
1. プランの進行管理の考え方

「子ども・若者の未来応援プラン」は、平成30年度から平成33（令和3）年度までを計画期間として策定をしており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性・9つの施策と82の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、「川崎市総合計画 第2期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する82の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素などを踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

併せて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況等について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示します。また、プランに位置づけた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。



3. 点検・評価の結果(事業全体)

事業全体の達成度は、82の事務事業のうち、「2 目標を上回って達成」が3事業、「3 ほぼ目標どおり」が63事業、「4 目標を下回った」が16事業となっています。

	事業の達成度			施策への貢献度		今後の事業の方向性		
	2 目標を上回って達成	3 ほぼ目標どおり	4 目標を下回った	A 貢献している	B やや貢献している	I 現状のまま継続	II 改善しながら継続	III 事業規模拡大
令和3年度	3	63	16	54	28	6	74	2

2. 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 事業の貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれほど程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
C	貢献の度合いが薄い	

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合（計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。）
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合（計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。）
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

4. 点検・評価の結果(82事務事業の評価を踏まえた9つの施策ごとの評価について)

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

(1) 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

施策を構成する 事務事業	■地域子育て支援事業等 7 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」6 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」6 事業、「B やや貢献している」1 事業 今後の事業の方向性：「Ⅰ 現状のまま継続」1 事業、「Ⅱ 改善しながら継続」6 事業
総合的な評価	■新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域子育て支援センターの利用人数は目標を下回りましたが、職員向け研修を2回実施するとともに、関係機関が実施する研修を案内し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。また、ふれあい子育てサポート事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子育てヘルパー会員平均登録数及びふれあい子育てサポートセンターの利用者数は目標を下回りましたが、年4回のヘルパー会員登録研修会の開催やヘルパー会員募集及び利用促進のための広報を行うとともに、子どもの預かり場所として、会員の自宅のほかに、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性を高めました。 など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■地域子育て支援センター事業及びふれあいサポート事業について、新たに、子どもの預かり場所として、会員の自宅のほかに、こども文化センター及び地域子育て支援センターを追加し、子育てヘルパー会員及び利用会員の利便性を高めたことを評価します。引き続き、オンライン研修等、安心して参加いただける新しい参加のスタイル等の工夫をしながら、事業内容の充実と利用促進に向けた広報・広聴の強化を図り、地域における子育て支援が推進されることを望みます。 など
今後の取組	■地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポートセンターについては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、柔軟に対応していくことで利用促進に取り組み、引き続き、運営団体と連携しながら、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進するため、子育てアプリやホームページ、SNSなど電子媒体を活用した情報発信の取組を行うなど、様々な手法を検討しながら取り組んでいきます。 など

(2) 施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

施策を構成する 事務事業	■こども文化センター運営事業等 9 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」5 事業、「4 目標を下回った」4 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」5 事業、「B やや貢献している」4 事業 今後の事業の方向性：「Ⅱ 改善しながら継続」9 事業
-----------------	---

総合的な評価	■妊婦・乳幼児健康診査事業における、特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成について、令和3年1月1日以降の治療終了者から所得制限を撤廃し、助成回数の上限を子どもごとに設定、事実婚も助成対象にしたことから、助成件数が大幅に増えました。また、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、不安を抱える妊婦のウイルス検査費用を助成するとともに、令和3年10月から新生児の受ける聴覚検査の費用補助を開始しました。母子保健指導・相談事業についても、産前産後におけるサポートを実施し、産後ケア利用者の増加に適切に対応したほか、令和3年度新生児応援事業を実施し、新生児がいる世帯に川崎じもと応援券を贈りました。 など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■妊婦・乳幼児健康診査事業については、妊婦のウイルス検査費用の助成、新生児聴覚検査費用補助の開始など、新たな取組を評価します。母子保健指導・相談事業については、産後ケア利用者が目標とする利用人数を2倍以上、上回ったことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、利用者に寄り添った安全な支援を取り組まれることを望みます。 など
今後の取組	■妊婦・乳幼児健康診査事業及び母子保健指導・相談事業は、妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足が児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、手法の工夫を行いながら、相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。また、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、新生児訪問及び両親学級については、従事者や対象者のマスク着用等の感染対策を行うとともに、オンラインでの開催や、時間の短縮・内容の変更等の工夫を行い、実施していきます。 など

(3) 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

施策を構成する 事務事業	■地域の寺子屋事業等 7 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」4 事業、「4 目標を下回った」3 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」4 事業、「B やや貢献している」3 事業 今後の事業の方向性：「Ⅱ 改善しながら継続」7 事業
総合的な評価	■地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、目標値を下回っていますが、令和2年度の65か所から令和3年度は76か所まで着実に増加したほか、外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施し、日本語学習の支援を進めました。また、寺子屋教室の運営に関わる情報交換会を3回実施したほか、寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、合計で138人が参加、寺子屋コーディネーター養成講座については、市内3か所で開催し、合計で83人が参加しました。 など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■「地域の寺子屋事業」について、76か所に拡充したことを評価するとともに、今後も更なる拡充に向け、地域の寺子屋の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、寺子屋の運営を担う人材発掘や人材育成についても、寺子屋先生養成講座や寺子屋コーディネーター養成講座の実施、効果的な情報の発信を行うとともに、開設した寺子屋教室に対しても運営支援を行うなど、利用者及び支援者がともに魅力ある寺子屋事業の運営が推進されることを望みます。 など

取組 今後の	■地域や学校の状況を踏まえた寺子屋事業については、全小中学校への寺子屋の開講をめざして、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。また、養成講座等による、寺子屋事業の運営に関わる人材の確保については、寺子屋のさらなる開講に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていくとともに、開設した寺子屋教室に対しても、情報交換会の開催や訪問等を通じて、運営支援に取り組みます。
---	---

(4)施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

施策を構成する 事務事業	■防犯対策事業等 8 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「2 目標を上回って達成」1 事業、「3 ほぼ目標どおり」6 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」7 事業、「B やや貢献している」1 事業 今後の事業の方向性：「Ⅰ 現状のまま継続」3 事業、「Ⅱ 改善しながら継続」5 事業
な評価 総合的	■地域の防犯対策については、防犯カメラ設置補助については、41 台の補助を実施するとともに、ESCO 事業については、約 6 万 8 千灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、317 灯の防犯灯を新設しました。
の意見・評価 子ども・子育て会議	■地域の防犯対策については、地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めるとともに、犯罪の未然防止に向けた市内の防犯灯の適切な維持管理や、地域の状況に応じた計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心なまちづくりを推進していくことを望みます。
取組 今後の	■防犯灯 LED 化 ESCO 事業については、地域ニーズが高い新設要望に対応するため、設置数の増加を図るとともに、地域で防犯活動を行っている町内会等に対して防犯カメラ設置補助を行うなど、地域の防犯力を高める取組を進めることにより、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

(5)施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

施策を構成する 事務事業	■公立保育所運営事業等 8 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」7 事業、「4 目標を下回った」1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」7 事業、「B やや貢献している」1 事業 今後の事業の方向性：「Ⅱ 改善しながら継続」8 事業
総合的な評価	■川崎区・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当並びに公立保育所が連携して、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、子育て相談の実施や絵本の貸出などの地域の子ども・子育て支援や、新しい生活様式に配慮した保育事例集の作成・配布などの民間保育所等への支援を実施しました。また、書面による「各種連携会議」などを通じた公民の連携や、WE Bを活用した課題別研修などの人材育成研修を実施しました。

会議の意見・評価 子ども・子育て	■新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修のほか、新しい生活様式に配慮した保育事例集を作成し、民間保育所に配布等、様々な取組を実施してきたことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、民間保育所と連携し、安心・安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題に即した人材育成研修が実施されることを望みます。
今後の取組	■今後も川崎区・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当と連携を図り、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、更なる研修体制を整えるとともに、公民保育所職員研修の受講を促進し、市内保育施設職員の更なる質の向上につなげていきます。また、地域に開かれた公立保育所となるよう、地域子育て支援機能の充実も図り、「保育」と「地域子育て」の一体的な事業推進拠点として、効率的かつ効果的なサービスを行っていきます。

(6)施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

施策を構成する 事務事業	■海外帰国・外国人児童生徒相談事業等 1 7 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「2 目標を上回って達成」2 事業、「3 ほぼ目標どおり」1 3 事業、「4 目標を下回った」2 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」1 1 事業、「B やや貢献している」6 事業 今後の事業の方向性：「Ⅱ 改善しながら継続」1 5 事業、「Ⅲ 事業規模拡大」2 事業
総合的な評価	■人権尊重教育推進事業については、子どもの権利学習派遣事業の実施数が 107 学級と目標の 105 学級を上回ったほか、人権研修の参加者数は 2, 837 人と目標の 2, 450 人を上回りました。また、市民文化局作成「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」リーフレットにあわせた指導資料の作成及び配布を行うとともに、条例に合わせた授業の実施、また GIGA 端末に人権尊重教育サイトを立ち上げ、学校への情報提供等の体制充実を図りました。
会議の意見・評価 子ども・子育て	■子どもの権利学習派遣事業の実施数及び人権研修の参加者数が目標を上回ったことを評価します。人権条例に掲げる不当な差別的取り扱いの禁止、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応、新型コロナウイルス感染症による差別を生まないようにするなど、人権尊重教育の必要性が高まっていることから、さらに、研修内容の見直しやニーズに合わせた研修講師の依頼等、教職員向け研修の内容の充実を図るとともに、紙ベースの教材や資料については、GIGA 端末の活用などにより、随時効率化や質の向上を図っていくことを望みます。
今後の取組	■人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用については、GIGA 端末の積極的活用等、内容や手法の改善を図りながら引き続き実施していくとともに、子どもの権利学習派遣事業については、学校が取り組みやすい手法を講師派遣団体とともに研究し、学校での積極的な実施を働きかけていきます。また、国、県、他部局、人権関連団体等の啓発資料を配布するとともに、状況に応じた啓発資料を作成し、学校における人権尊重教育の総合的な推進を図ります。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(7)施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

施策を構成する 事務事業	■児童虐待防止対策事業、ひとり親家庭の生活支援事業、子ども・若者支援推進事業等 1 1 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」 1 1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」 7 事業、「B やや貢献している」 4 事業 今後の事業の方向性：「Ⅰ 現状のまま継続」 2 事業、「Ⅱ 改善しながら継続」 9 事業
総合的な評価	■乳児院、児童養護施設等における施設の高性能化や多機能化を図るため、宿舍借上げ事業の創設や職員配置の拡充など処遇改善面の充実を図り、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう取組を進めたほか、適正な運営につながるよう、適宜指導や本市社会的養育推進計画に基づく施設整備等を行うなど、社会的養護の推進を行いました。また、里親制度の広報・普及啓発のほか、里親の登録に向けたふるさと里親事業の実施や里親養育技術向上のための研修の実施、フォostリング機関による包括的な里親支援や8月より開始したピアサポート事業等を通じて、里親制度の推進を図りました。 など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■児童養護施設等の運営事業については、引き続き、家庭での生活が困難な児童を施設等において養育するための支援や、川崎市社会的養育推進計画に基づいた小規模施設の設置に向けた取組を推進していくことを望みます。また、里親制度推進事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた研修や説明会を実施し、普及・啓発活動により里親の登録者を増やすとともに、行政や里親支援機関が一体となって里親を支援する取組を実施していくことを望みます。 など
今後の取組	■児童養護施設等の運営事業については、家庭での生活が難しい要保護児童を家庭に近い環境で養育する体制を確保するため、引き続き児童養護施設等への運営支援を行うとともに、施設等においては人材確保や人材育成、施設の小規模化による支援の充実を図る必要があるため、施設等や児童相談所と連携しながら児童の支援の充実に向けて取り組んでいきます。また、里親制度推進事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、オンライン等を活用した研修や説明会等を実施し、里親の登録者の増員に向けた取組を進めていきます。 など

(8)施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

施策を構成する 事務事業	■生活保護自立支援対策事業、雇用労働対策・就業支援事業等 1 1 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」 8 事業、「4 目標を下回った」 3 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」 6 事業、「B やや貢献している」 5 事業 今後の事業の方向性：「Ⅱ 改善しながら継続」 1 1 事業
-----------------	---

総合的な評価	■生活保護受給世帯に対する学習支援事業については、令和3年度は新たに1か所拡充し、小学生に対する支援を市内13か所、中学生に対する支援を市内15か所で実施しました。生活保護業務については、安定した居住を確保するため、不安定な住居に住んでいる被保護者に対し転居支援（363人）をしたほか、オンラインでの支援プログラムへの参加も併用しながら、対象者への丁寧で粘り強いアプローチを行い、就労に向けた支援を行うことなどにより、目標の650世帯を上回る665世帯が生活保護から経済的に自立することができました。 など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■生活保護自立支援対策事業については、学習支援事業の新規拡充について評価します。引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえながら、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。また、生活保護業務についても、各種就労支援事業等、生活保護を必要とする利用者ニーズに応えられるよう受給者の自立に向けた支援が推進されることを望みます。 など
今後の取組	■生活保護自立支援対策事業については、国において「子どもの貧困対策」や「貧困の連鎖防止」に向けた取組の強化が図られており、生活保護受給者に対する自立支援対策事業も重要な取組の一つであることから、引き続き、更なる事業の充実に向けて取り組みます。また、生活保護業務については、国の法定受託事務であることから、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。 など

(9)施策9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

施策を構成する 事務事業	■障害者日常生活支援事業等 4 事務事業 ■事務事業ごとの評価結果 事業の達成度：「3 ほぼ目標どおり」 3 事業、「4 目標を下回った」 1 事業 施策への貢献度：「A 貢献している」 1 事業、「B やや貢献している」 3 事業 今後の事業の方向性：「Ⅱ 改善しながら継続」 4 事業
総合的な評価	■地域療育センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって、事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。さらに、令和3年10月に、発達に不安のある児童とその保護者を支援対象とした「子ども発達・相談センター」を市内南部地域（川崎区・幸区、各区1か所）に開設し、地域療育センターと子ども発達・相談センターが、適切な役割分担と連携に基づく支援を展開しました。 など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■地域療育センターにおける支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、継続した支援を適切に取り組まれたことを評価します。引き続き、地域療育センターにおける専門的かつ総合的な支援や、保育所や幼稚園、学校等への訪問・技術支援等に取り組むとともに、子ども発達・相談センターと連携を図り、発達の不安や障害を抱えるすべての子ども及びその家族に対して切れ目ない支援に取り組むことを望みます。 など
今後の取組	■地域療育センターにおける支援については、市内4か所（公営3・民営1）の地域療育センターと令和3年度から順次整備する子ども発達・相談センターとが適切かつ効果的な連携を図り、専門的かつ総合的な相談支援や療育を提供することで、障害児等及びその家族が地域で生活しやすい環境づくりを推進します。 など

4. 点検・評価の結果（個別課題における推進項目の進捗状況及び今後の方向性）

3つの課題「子どもの貧困対策の推進」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者」における推進項目について、進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示しました。

(1)子どもの貧困対策の推進

●施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

ひとり親世帯への支援については、令和3年度に実施したアンケート調査により、令和元年度から実施している再構築後の各支援施策について事業効果を検証し改善するとともに、親と子の生活の安定や将来の自立に向けたひとり親支援施策について引き続き取り組んでまいります。

生活保護受給世帯への支援については、生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯等に対する学習支援について、対象学年を全教室小学3年生から中学3年生に統一し、市内17か所など

●施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

昨年度、こども文化センターでは、直接対面する交流は控え、児童の作品の贈呈や作品の展示会の開催などを、これまでの行事に代えて実施する等、多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みの構築に向け、種々の施策に取り組みました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

多世代交流などを通じた地域づくりの推進については、令和4年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

地域の主体的な活動の促進については、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付するとともに、子ども・若者支援に関わる相談・支援機関を紹介する「かわさきサポートブック」を作成し、市内の様々な専門機関との連携を図ります。など

●施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進しました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

相談・支援機関の支援の充実については、地域療育センターの適正な運営に取り組みながら、課題解決に向けた調整を図るとともに、令和4年度は多摩区・宮前区に子ども発達・相談センターを設置することから、管轄の地域療育センターとの機能整理に基づく連携手法を確立し、相談支援体制の強化を推進します。

また、相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について運営方法を見直すとともに取組内容の検証を行います。また、区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

●施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し、継続的な支援ができるよう推進するとともに、出産・育児を支援するため、週末の開催やオンラインでの開催などの工夫を図りながら、引き続き両親学級等を開催します。

また、産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進するほか、乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。

保育・幼児教育の推進については、公立保育所等を活用した公開保育や実践を主とした研修の開催等を通して更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況と課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえた事業改善等の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。

(2)児童家庭支援・児童虐待対策の推進

●施策の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の社会資源の有効活用や、子育て関連情報の発信に、継続して取り組みます。

●施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組みます。

●施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

「川崎市児童虐待対応ハンドブック」について、虐待に気付くためのポイント等、内容を充実させて改定したほか、乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

●施策の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。また、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをつなぐ「児童相談システム」の運用及びカスタマイズにより、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なスーパーバイズ（SV）や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

●施策の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

施策の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

国の新プラン等に基づき、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、児童家庭相談における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーション及び人材育成方針の策定について検討を行います。

●施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、子育て短期支援事業や里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

施策の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、川崎市社会的養育推進計画に基づき、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

●施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

施策の方向性7 次年度以降の主な取組の方向性

地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

(3)困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

●施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けた取組を推進しました。

施策の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。

●施策の方向性2 地域の見守り体制の強化

地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、日々の活動を通じた見守り体制の強化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図りました。

施策の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

「こども110番」事業を引き続き支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。

●施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主的な防犯活動が充実され、犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組みました。

施策の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

防犯灯LED化ESCO事業については、引き続き、防犯灯の維持管理を行うとともに、地域ニーズが高い新設要望に対応することで、地域の防犯力を高める取組を進め、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

●施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

令和2年7月から、神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開始し、ポスター、カード、チラシ等を作成し児童及び保護者あてに周知を行うとともに、子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関等が、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発に取り組みました。

施策の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）、かながわ子ども家庭110番LINEなどにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時に対応できるよう、早期発見・未然防止の取組を継続して実施します。

●施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援が実施できるよう、多職種連携による情報共有及び組織的な対応強化を図るとともに、スーパーバイザーを活用した支援の充実等により、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議の充実を図りました。

施策の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

緊急かつ重症の虐待事例等に対応する中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを構築するとともに、川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。

●施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の体制を強化するとともに、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区みまもり支援センターとの連携強化に取り組むとともに、非行防止や犯罪被害防止に向け、児童相談所や教育委員会、警察等が連携し、ネットワークの強化に取り組みました。

施策の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性

身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。